

入札公告

当機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第11条の規定に基づき、以下の一般競争入札（総合価格落札方式）を公告します。

2026年7月17日

独立行政法人国際協力機構
本部 契約担当役 理事

1. 業 務 名 称 : 2026-2031年度国際緊急援助物資備蓄及び緊急輸送
にかかると業務委託契約（ドバイ倉庫）
2. 競 争 に 付 す る 事 項 : 入札説明書第1入札手続1. のとおり
3. 競 争 参 加 資 格 : 入札説明書第1入札手続6. のとおり
4. 契 約 条 項 : 入札説明書第5契約書（案）のとおり。
5. 開 札 日 時 及 び 場 所 : 入札説明書のとおり。
6. 電子入札による入札執行 : 本業務の入札は電子入札システムで実施します。詳細については入札説明書をご覧ください。
7. そ の 他 : 入札説明書のとおり。

以 上

入札説明書

【電子入札システム対象案件 / 総合評価落札方式】

業務名称： 2026-2031年度国際緊急援助物資備蓄及び緊急輸送にか
かる業務委託契約（ドバイ倉庫）

調達管理番号： 26a00322

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書（案）
- 第3 技術提案書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書（案）

2026/7/17
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

【入札説明書の改訂（2024年10月）】

第1の5.（2）において、「3）人的関係 b）役職員等」について、一般財団法人及び一般社団法人の理事が対象となることが不明瞭であったことから、①iv. に追記しました。

第1の5.（5）において、d）（共同企業体構成員の提出書類）に変更（資本関係又は人的関係に関する申告書を追加）を行いました。また2024年4月以降、競争参加資格の確認結果は資格無しの場合のみ通知することに変更していますのでご注意ください。

第 1 入札手続

1. 競争に付する事項

- (1) 業 務 名 称 : 2026-2031年度国際緊急援助物資備蓄及び緊急輸送にかかる業務委託契約
(ドバイ倉庫)
- (2) 選 定 方 式 : 一般競争入札 (総合評価落札方式)
- (3) 業 務 内 容 : 「第2 業務仕様書 (案)」のとおりに
- (4) 業務履行期間 (予定) : 2026年10月上旬 から 2031/9/30

2. 手続き全般に係る事項

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部契約推進第三課

電子メール宛先 : e_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン (jica.go.jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

※メール送信後、送信アドレスに受信完了メールが届きます。

※当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記の連絡先までお問い合わせください。

(2) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

入札説明書 該当箇所	提出期限、該当期間		授受方法	メール件名
1. 入札説明書に対する質問提出	公告日 2026/7/29 (水)	から 正午まで	メール	【質問】 (調達管理番号) _ (法人名) _入札説明書
2. 質問に対する機構からの回答	2026/8/6 (木)	16時以降	—	—
3. 競争参加資格確認申請書 4. 技術提案書提出	2026/8/26 (水)	正午まで	メール	【提出】 (調達管理番号) _ (法人名) _競争参加資格確認 申請書・技術提案書
5. 入札書提出	質問回答翌日 2026/8/26 (水)	から 正午まで	電子入札 システム	— —
6. 技術提案書の 評価結果の通知	2026/9/4 (金)	まで	メール	—
7. 入札執行 (入 札会) の日時	2026/9/8 (火)	14:00	電子入札 システム	—

3. 入札説明書資料の交付・閲覧

該当なし

4. 業務内容説明会

該当なし

5. 入札説明書に対する質問及び回答

入札説明書（業務仕様書（案）の内容等、契約書（案）の文言確認）に対する質問がある場合は、質問書に記入のうえ、電子データ（EXCEL形式）での提出をお願いいたします。公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。

（１）質問方法

- １） 質問提出期限 : 2.（２）日程参照
- ２） メール件名 : 【質問】（調達管理番号）_（法人名）_入札説明書
- ３） 提出先 : 2.（１）記載の電子メール宛先
- ４） 必要書類 : 「質問書」19.様式参照

（２）質問への回答

提出期限までに提出いただいた質問及び回答については、以下のサイト上に掲示します。
なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ→「JICAについて」より「調達情報」→「公告・公示情報」→
「物品の調達・役務の提供等」

<https://www.jica.go.jp/about/announce/buppin/koi2026.html>

（３）留意事項

回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。

入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

6. 競争参加資格

（１）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- １） 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- ２） 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- ３） 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を定めます。

1) 全省庁統一資格

令和07・08・09年度全省庁統一資格で、
「役務の提供等」
の資格を有すること。(等級は問わない)

2) 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。

a) 資本関係 : 以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係 : 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
- ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)
- iv 一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事
- v その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合：組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項：競争に参加しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的として当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

3) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（16. 様式集参照）を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

(4) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき または発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

(5) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

7. 競争参加資格提出書類

(1) 提出方法

- 1) 提出期限：2. (2) 日程参照
- 2) メール件名：【提出】（調達管理番号）_（法人名）_競争参加資格確認申請書・技術提案書
- 3) 提出先：2. (1) 記載の電子メール宛先
- 4) 提出書類：7. (2) の書類を提出してください。
- 5) 留意点：技術提案書も同時に提出してください。

(2) 提出書類

提出書類	様式
① 競争参加資格確認申請書	19. 様式参照
② 全省庁統一資格審査結果通知書（写） （資格は提出期限（参加申込期限）時点で有効であること）	
③ 資本関係又は人的関係に関する申告書 （該当なしの場合も提出は必須です。）	19. 様式参照
④ 共同企業体を結成するとき	19. 様式参照

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 共同企業体結成届・ 共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類
（上記①、②、③） <p>※共同企業体代表者がまとめて提出してください。</p> | |
|---|--|

(3) 留意事項

上記提出書類が未提出または不備があっても、弊機構から提出書類の依頼や書類不備の連絡はおこないませんので、提出書類は十分確認してください。

8. 競争参加資格確認の通知

確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

9. 技術提案書の提出

(1) 提出方法

- 1) 提出期限 : 2. (2) 日程参照
- 2) メール件名 : 【提出】(調達管理番号) _ (法人名) _ 競争参加資格確認申請書・技術提案書
- 3) 提出先 : 2. (1) 記載の電子メール宛先
- 4) 提出書類 : 第3 技術提案書の作成要領に従ってください。
- 5) 留意点 : 競争参加資格提出書類と同時に提出してください。
※ 可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめてください。
※ プレゼンテーションがある場合はその資料を含む。技術提案書をプレゼンテーション資料として使用することも可です。

(2) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された技術提案書に記名・押印がないとき。ただし、押印が困難な場合は、19. (3) 書類の押印省略を参照の上ご提出ください。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加書類の参加資格停止等の措置を行うことがあります）
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

(3) その他

- 1) 一旦提出された技術提案書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

10. 入札書の提出

電子入札システムの「入札書」に所定の項目を入力の上、同システム上で提出してください。

(1) 提出方法

- 1) 入札書締切 : 2.(2) 日程参照
- 2) 提出先 : 電子入札システム

(2) 電子入札システム

- 1) JICA電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となります。

初めての方は入札書の提出日より前までにご準備ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/ebidding.html>

① 認証局発行のICカード及びカードリーダーの準備

認証局によりますが、**ICカードの発効には2～4週間かかります。**

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照ください。

https://www.jica.go.jp/Resource/announce/notice/ku57pq00002mbjis-att/registration_manual.pdf

② 団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行にはJICAの団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。

登録には、7～10営業日かかります。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

③ 電子入札システム操作手順は「操作マニュアル6ページ」を参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/_icsFiles/afieIdfile/2025/05/15/manual2025_0514.pdf

- 2) 電子入札システム上、本案件は「**工事、コンサル**」に分類されております。お間違えのないようご注意ください。
- 3) 総合点が同点の場合には、抽選となりますので、その際に必要となる「くじ入力番号」（3桁の半角数字）を必ず入力してください。
- 4) 入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた**税抜き価格**としてください。

(3) その他

- 1) 一旦提出された入札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 入札保証金は免除します。

11. 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施

該当なし

12. 技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は当機構において技術評価をします。技術提案書を評価した者に対し、評価結果の可否をメールで通知します。

通知期限までに結果が通知されない場合は、お問い合わせ下さい。

「8. 競争参加資格確認の通知」で競争参加資格無しの連絡があった技術提案書の評価は行いません。

13. 辞退の届出

競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

(1) 提出方法

- 1) メール件名 : 【辞退】(調達管理番号)_(法人名)_案件名
- 2) 提出先 : 2.(1)記載の電子メール宛先

(2) 留意事項

- 1) 上記の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- 2) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

14. 入札執行

(1) 入札方法等

1) 入札方法

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。

2) 入札会の手順

① 開札

日 時 : 2.(2)日程参照

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

② 再入札及び不落随意契約交渉

- a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付／締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。
- b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。
- c) 2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(2) 再入札

電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。1回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。

なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記

入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

(4) 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

(5) 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争参加資格無しの者、技術提案書の評価結果が不合格であった者
- 2) 明らかに連合によると認められる入札
- 3) 条件が付されている入札
- 4) その他入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の決定

(1) 評価項目

評価対象とする項目は、「第3 技術提案書の作成要領」の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2) 評価配点

評価は200点満点とし、
技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ
技術点100点、価格点100点 とします。

(3) 評価方法

1) 技術評価

「第3 技術提案書の作成要領」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第三位を四捨五入します）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%以上
当該項目については、一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	80%未満 60%以上
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	60%未満 40%以上
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%未満

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

価格評価点＝（予定価格－入札価格）／予定価格×（１００点）

３） 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

４） 不合格

技術評価点が６０％、つまり

１００点満点中 ６０点（「基準点」という。）

を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合、１２．技術提案書の評価結果の通知に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

（４） 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を電子入札システム上で落札者とします。

落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

（５） 抽選

予定価格の範囲内で総合点（技術点と価格点の合計）が同点となった者が２者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

（６） 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- １） その者が提出した技術提案書に不備が発見され、９．（２）技術提案書の無効 に基づき「無効」と判断された場合
- ２） その者が提出した入札書に不備が発見され、１４．（５）入札書の無効 に基づき「無効」と判断された場合
- ３） 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合

１６． 契約書の作成及び締結

- （１） 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第５ 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名により締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- （２） 契約保証金は免除します。
- （３） 契約書附属書Ⅱ「**単価表**」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

１７． 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト

「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.iica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ① 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
 - ① 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - ② 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - ④ 一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3) 情報の提供方法
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合には同基準第14章の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます

18. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (4) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (5) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求められますので、ご要望があれば2.（1）選定手続き窓口までご連絡ください。
- (6) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、株式会社うるへ委託しています。同者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。
本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

https://www.iica.go.jp/about/announce/information/shotatsu/2025/_icsFiles/afieldfile/2025/09/18/20250918.pdf

- (7) 契約締結後には、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(最新版)及びこれに準拠する機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」(別添1)を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」(別添3)にて、個人情報保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行ってください。

(※別添1及び別添3については下記リンクを参照してください。)

政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しおよび別添資料について、詳細は以下をご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2024/20250210.html>

19. 様式

(1) 入札手続に関する様式

- 1) 機密保持誓約書
- 2) 質問書
- 3) 競争参加資格確認申請書
- 4) 資本的關係又は人的關係に関する申告書
- 5) 共同企業体結成届(共同企業体の結成を希望する場合)
- 6) 委任状

(2) 技術提案書作成に関する様式

- 1) 技術提案書表紙
- 2) 技術提案書参考様式(別の様式でも提出可)

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「国内向け物品・役務の調達 様式」よりダウンロードできます。

(URL:https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)

(3) 書類の押印省略

様式または本説明書において押印を必要としている提出書類は、代表者印等の押印を原則とします。ただし、機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書について押印が困難な場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を必ず明記し、提出時の電子メールは責任者本人又は責任者にccを入れて送付してください。

本件の問い合わせは、記録保持と正確な対応のため、原則として電子メールでお願いします。

メールアドレス: e_sanka@jica.go.jp 電話番号: 03-5226-6609

電子入札システムに関する技術的質問は回答できません。必ずヘルプデスクへお問い合わせください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/_icsFiles/afieldfile/2025/05/15/manual2025_0514.pdf

第2 業務仕様書（案）

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「2026-2031 年度国際緊急援助物資備蓄及び緊急輸送にかかる業務委託契約（ドバイ倉庫）（単価契約）」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

国際協力機構（以下、「JICA」という。）国際緊急援助隊事務局（以下、「事務局」もしくは「発注者」という。）では、途上国等において災害が発生した際、被災国等の要請を受け、迅速かつ効率的に緊急援助物資を輸送するため、シンガポール、米国マイアミ、UAE アラブ首長国連邦ドバイの3ヵ所に JICA 指定倉庫を確保し、一定量の緊急援助物資を備蓄している。本契約の受注者は各倉庫における物資の保管・管理及び緊急時の物資輸送を行うものである。

なお、本件の対象はドバイ倉庫である。

2. 業務の目的

供与物資（テント、スリーピングパッド、プラスチックシート、毛布、ポリタンク、浄水器等）を保管・管理し、JICA の指示に基づき各倉庫から被災国へ輸送する。

3. 履行期間

ドバイ倉庫：2026 年 10 月上旬～2031 年 9 月 30 日まで
ただし、業務開始月は 2026 年 10 月とする。なお、本業務の受注者が前の契約から変更となる場合、前の契約者の倉庫から業務開始月前月に備蓄物資等を移送したことで平常時業務の経費が発生する場合は、当該物資等の移送が完了した日を起点として日割り計算を行い、契約執行開始月にあわせて請求できるものとする。

4. 業務の内容

① 業務開始報告

本業務の開始にあたり、受注者より以下の業務開始と現況の報告を発注者に対して行う。

① 実施体制

緊急時の体制を含め、業務実施体制及び業務管理体制について体制図を作成の上で、受発注者への説明を行う。

② 実施手順

最新の業務実施手順を記載する。

③ 物資状況（業務開始月 1 日付のメジャーメントリスト（在庫表）（別紙 3）を添付）

業務開始時の物資状況について、メジャーメントリスト（別紙 3）を用いて説明する。特記事項があれば、もれなく記載すること。

なお、前契約者より物資移送を受けた際は、同者とメジャーメントリスト（別紙 3）の整合性を確認のうえ作成する。

④ 倉庫状況報告（倉庫全景、レイアウト図、各物資画像等を含め構成）

業務開始時の倉庫の状況について、図や画像を用いて以下の内容を含め報告する。

- ・ 物資保管スペースのレイアウト及びそのサイズがわかる平面図（物資のパレット配置を含むレイアウトマップ）
- ・ 各物資個別写真（保管状況・梱包の様子などが遠景及び近景で理解できるよう撮影されたもの。また、うち 1 箱は開梱し、内容物の状況がわかる写真を含む。）
- ・ 倉庫外観・内観：
倉庫外観に加え、倉庫内 JDR 関連物資保管部分の全景と各物資を乗せたラックの状況がわかる写真。なお、上記レイアウトマップに、各写真の撮影場所と撮影方向にかかる説明などを加えること。

（１） 平時業務

① 物資の保管

- （ア） 受注者は、別紙 1 に定める物資を常に良好な状態で使用できるよう倉庫及びその設備を整え、かつ善良な管理者の注意をもってその保管を行わなければならない。保管に関わるラック、パレット等は倉庫代金に含めるものとする。
- （イ） 倉庫は、物資等を保管するための十分なスペースを有し、床はコンクリート造りとする。又、物資等の管理、点検、入出庫の作業に支障のないように温度、湿度、清潔、整頓、照明、防火、ネズミ害虫対策、通信連絡、警備等の機能を備えたものとする。
- （ウ） 倉庫は、フォークリフト、トラック等の通常倉庫業者が所有している機材を備えているものとする。
- （エ） 受注者は、倉庫内に備蓄する物資等の配置図及び備蓄台帳を備えておくものとする。

② 在庫品管理

（ア） 在庫品調査

受注者は、物資の在庫品調べを毎月 1 回行い、翌月のはじめに発注者に対して速やかに報告を行うこととする。報告は下記事項を含む（別紙 3 「メジャーメントリスト」の様式を使用）。

- ・ 保管品名、梱包形状、梱包当たり数量、梱包数量、単価、入庫時期、各梱包の重量、サイズ、パレット枚数を含む。
- ・ 入出庫時の品名、梱包形状、梱包当たり数量、梱包数量、単価、入出庫時期、各梱包の重量、サイズ、パレット枚数。
- （イ） 破損・紛失等により備蓄する物資等に支障が生じた場合は、受注者はその旨発注者に対し速やかに書面をもって報告することとし、発注者、受注者は速やかに必要な措置について協議の上、対応する。

③ 検査等

(ア) 検査の指示

受注者は、発注者の指示により、物資の品目・数量及び梱包状態に関する異常の有無の確認を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

(イ) 欠陥物資の報告

受注者は、前項の検査において、支障をきたした物資等を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(ウ) 検査への立会い

受注者は、発注者の指示により検査の立会いを行う。

④ 入在庫業務及び納品検査

(ア) 入庫

- ・発注者が別途契約する調達業者が納入する物資については、受注者が輸送車両（コンテナ）からの荷卸しを行い、倉庫に棚入れする（調達業者は倉庫までの輸送のみ）。コンテナが倉庫に到着した際のデバンニング作業は受注者が行う。
- ・入庫時に搬入物資の品目、数量、梱包状態、各梱包の重量、サイズ等の確認及び品質検査を行い、結果は速やかに書面をもって発注者に報告する。なお、異常がある場合は対応方法につき発注者の指示を仰ぐこと。
- ・入庫品の確認の際には、入庫の数量、各物資（種類ごと）の荷姿の写真（正面、側面、全体）、欠陥物資の有無などを発注者へ書面（様式は別添 1 を参照）にて報告する。
- ・入庫品の確認を踏まえ、メジャーメントリスト（別紙 3）を更新して、発注者に提出する。
- ・この報告プロセスは、物資を適切に管理するために必要な工程を提案者が検討の上、技術提案書において納品検査工程として提示する。実際の入庫・報告プロセスは、入札後に発注者と受注者が協議の上確定し、確定版を業務開始報告に添付すること。

(イ) 出庫

- ・物資の搬出作業は、発注者の指示により行う。なお、物資の出庫は先入先出を原則とする。
- ・搬出時には、物資の数量の確認を必ず行うこと。また、確認結果を踏まえ、保管状況を一覧にした別紙 3「メジャーメントリスト」を更新して、発注者に提出すること。
- ・配送場所までのルート、輸送方法、輸送単価、その他輸送の検討に必要な情報を発注者に対し随時提供する。
- ・出庫プロセスについて、物資を適切に出庫管理するために必要な工程を提案者が検討の上、技術提案書において出庫工程として提示する。実際のプロセスは、入札後に発注者と受注者が協議の上で確定し、確定版を業務開始報告に添付すること。

⑤ 仕分け

物資は、品目毎に仕分けし、他のものと混同せず、個々に一定量毎に保管することを原則とする。

⑥ パッキング

(ア) 物資は、必要に応じ強度、温度、湿度等を配慮した保管箱（段ボール等）に梱包して保管する。

(イ) 上記保管箱については、フォークリフトにより持ち運べるリフトバン等に格納し、一括保管する。

(ウ) 保管箱が各種検査のための開閉等により緊急輸送に耐え得ない状況にある場合は、新しい保管箱に再梱包するものとする。費用は見積額を提示し、双方協議により定めることができるものとする。

※プラスチックシートや毛布など必ずしもカートンに入れる必要はないが、荷崩れなどを起こさないようにきちんと固定すること。特に、物資放出（輸送）の指示があった場合に速やかに輸送できるよう平時より備えること。また、被災国空港に輸送し、当該空港で一定時間屋根のない場所に留め置かれ、雨天等にさらされても、物資への影響が最小限となるようなパッキングを行うこと（例えば、ストレッチフィルムでラッピングするなどの対策を必ず行うこと）。

⑦ 立入検査

発注者は、24 時間の事前通知により発注者又は発注者の指定する者による倉庫の立入検査を行うことができるものとする。

⑧ 動産保険加入

受注者は、発注者の物資について適切な動産保険を付保するものとする。なお、契約時点の補償範囲と物資の価値は、以下のとおりとする。

＜補償範囲＞

物資の盗難・火災・自然災害・事故・ストライキ・暴動などによる損害を補償する保険

＜補償内容＞

火災・事故・自然災害・盗難等により輸送物資の価値が減ずる事態となったときに、当該物資の価値を最低限カバーできる内容とする。

＜物資の価値：備蓄総額＞ 2026 年 5 月現在

153 万米ドル （約 243, 858 千円）

※2026 年 6 月 JICA 統制レート 1 USD = 159. 384 円で計算

＜請求方法＞

動産保険料はラック、パレット使用料等同様に倉庫賃借料に含める。

⑨ 処分

発注者は、必要に応じ受注者に対し備蓄物資等の処分を指示できるものとする。

受注者は、発注者の指示により処分を行い、その結果を発注者に報告するものとする。処分費用は、都度見積額を提示し、双方協議により定めることとする。

⑪ 国際輸送動向

受注者は、日々国際輸送の動向・状況を把握し、特に海外倉庫から当該倉庫が主に担当するエリアの国々への移送が円滑かつ効率的に進められるよう努めるとともに、毎月 A4 用紙 1 枚から 2 枚程度で輸送動向や価格傾向について報告する。なお、国際輸送に支障が出る可能性をもつ情報に触れた際には、上記定期報告に関わらず、受注者に速やかに提供することとする（メール可）。

※輸送動向：空路の状況（定期路線の運航/輸送状況や価格変動など）のみならず、海路の状況（運行状況やスケジュール感など）等も把握して、オペレーション時に、該当倉庫から被災地へより効率よく迅速に輸送するための的確な判断を可能にする材料について、報告のこと。

（２）緊急時業務

① 緊急出庫

- （ア）物資等の緊急出庫は、発注者の指示により行う。
- （イ）被災国までのルート、便名、輸送単価等を発注者へ提示する（詳細は「⑦ 輸送に関する情報の提供参照」）。
- （ウ）搬出時には、出庫物資内容及び数量の確認を必ず行うこととする。
- （エ）物資の搬出は、先入先出を原則とする。ただし、発注者から特別の指示がある場合は、この限りではない。

② 物資搭載現場への立会い

受注者は、発注者の指示に基づき、倉庫所在地の所定空港での物資の搭載現場に立ち会い、確実に荷積みされたことを確認するものとする。何らかのやむを得ない事情にて立ち合いが困難な場合には、物資が搭載されたことを確認できる代替手段をもって荷積みを確認すること。（制限区域外からの確認、又は搭載完了を確認できる代替手段による確認を含む）

③ 輸出手続

国外への物資輸送に必要な輸出手続やインボイス、パッキングリスト、Airway Bill 等の発行は、受注者が代行する。輸送時には、インボイス、パッキングリストを添付する。

④ 被災地への緊急輸送

備蓄物資の被災地への緊急輸送について、原則として定期貨物機または定期旅客機を利用し、受注者は、発注者による指示を受けた日の翌日から起算して 2 営業日以内のフライトを確保し、発送することを原則とする。但し、定期航空便による輸送が困難な場合は、受注者は、発注者の指示に基づきチャーター機等により輸送することができる。チャーター機利用の際は所要金額を記載した証憑書類を添付し、実費精算とする。（証憑書類は航空会社発行の Airway Bill、請求

書等、実際の輸送費を確認できる書類を想定。)

- (ア) この緊急輸送手配は、発注者の指示に基づき受注者が行い、手配状況について逐次発注者へ連絡しなければならない。
- (イ) 物資の輸送中の損失／破損防止のための必要な措置を講じるとともに、物資の輸送状況を発注者に対し随時提供するものとする。
- (ウ) 被災地への緊急輸送に伴う受注者の責任範囲は、原則として輸送物資の仕向地空港到着までとする。陸路での緊急輸送の場合は、発注者により指示された場所までの輸送が受注者の責任範囲となる。

⑤ 輸送保険

輸送物資には損害保険等を付保しなければならない。輸送保険の保険価額は、物資価値及び輸送費を基礎とし、国際標準に基づく適切な額 (CIF+10%) とする。

<請求方法>

請求時に証憑を添付のうえ、輸送費の内訳の中に「航空運賃の一部費用」として保険費用を提示する。

⑥ 連絡体制

受注者は、24 時間 365 日、発注者との連絡体制を確立しておくこととする。また、受注者は緊急時に備え、緊急連絡網を整備しておくこととする。

⑦ 輸送に関する情報の提供

受注者は発注者の指示に基づき、輸送費、輸送経路、便数、便名、機体の種類・規模、搭載スペース確保の可能性、チャーター機使用、想定輸送日数、その他緊急援助物資輸送の検討に必要な情報、及び、輸送結果を発注者に対し随時提供・報告することとする。

5. 業務実施上の留意事項

(1) 倉庫設置場所

備蓄物資等の保管場所は、次のとおりとする。

地域	設置場所
ドバイ	保税区域内 (Free Trade Zoon)

(2) 物資量・積付け条件の前提

- 1) 発注者が当該倉庫に保管する物資は、別紙3「メジャーメントリスト」のとおり 総 410 パレットである (2026 年 3 月時点)。
- 2) 入札者は、各アイテムの梱包特性に応じ、平均積付け高さを 150cm 程度 (パレット高さを含む。但し物資の梱包に支障が生じない限り、受注者の判断で柔軟に高さを決定可能) を目安に積み付けることを前提に、ラック配置・保管効率を検討すること。なお、標準的な物資毎のパレット積み付けサイズ (L×W×H:cm) は次のとおり。
 - ・ テント : 127×100×125

- ・スリーピングパッド：185×100×146
- ・毛布：120×80×120
- ・プラスチックシート：120×100×143
- ・ポリタンク：120×100×124
- ・浄水器：120×80×110

品目特性（毛布・テント・スリーピングパッド等）を考慮し、棚段数・有効高さ・通路幅等の設計根拠を技術提案書に明示するものとする。

- 3) 物資の総体積は、現行リスト（別紙1）に基づき 約 650m³ であるが、補充・入替により±15%程度変動する可能性がある。入札者はこの範囲の変動にも対応可能な柔軟かつ安全性の高い保管レイアウトを提案すること。

(3) 契約床面積の提案方式（入札者による算定）

- 1) 発注者は契約床面積の固定値（例：750 m²以上）を設けない。
- 2) 入札者は、総 410 パレット・平均積付け高さ 150cm 程度（空パレットの高さ含む）・総体積 650m³ 前提で、安全かつ効率的に保管・出庫可能な水平投影面積（契約床面積）を算定し、提案する。
- 3) 以下の計算式を基本とし、入札者は提案根拠を示す。

契約床面積（m²）＝（パレット面積×パレット数÷ラック段数）×（1＋通路率）

4) 通路率の設定

通路率とは、ラック間の通路、安全動線、フォークリフトの旋回スペースの割合。入札者は使用するフォークリフト種別、通路幅、緊急出庫対応に基づいて、適切な通路率を提案する。また、必要に応じ、棚卸・検品スペース、緊急出庫時の作業スペースも含める。

- 5) 算定にあたり、以下の前提を技術提案書で明示する：

- ・ラック仕様（種別、段数、有効高さ）
- ・棚の耐荷重・耐震等要件
- ・パレットの寸法、向き、1 ロケーションで扱う積載高さ
- ・通路幅、フォークリフト動線
- ・物資ごとの段積み可能数
- ・ピーク時の入出庫に耐えるオペレーション
- ・緊急出庫時の迅速性を確保するためのレイアウト

- 6) 評価に際しては、床面積の過度な圧縮のみで優位とはせず、安全性・作業性・緊急対応能力・拡張性等を総合的に評価する。

(4) 賃貸料の入札方式（単価契約）

- 1) 本契約は「1 m²あたりの賃貸料単価 × 契約床面積（入札者提案）」による単価契約とする。
- 2) 入札者は以下を必ず提示する：
 - ① 1 m²あたり賃貸料単価（UAE ディルハム）
 - ② 提案する契約床面積（m²）
- 3) 別紙2「契約単価表」は、入札者の提示する契約床面積に基づき算定する。

（５）契約床面積の見直し

発注者及び受注者が必要と認めた場合、双方の合意に基づき、契約床面積を随時見直すことができる。見直し後の契約床面積に応じて、賃貸料は翌月から適用する。

（６）定義

本書で使用される各用語は次のとおり定義される。

- ① 物資 契約に基づき発注者が受注者に保管、管理及び輸送を委託するすべての緊急援助物資を指す。
- ② 施設 契約に基づき発注者からの委託により受注者が発注者所有の物資を保管するための倉庫等、保管施設全般を指す。
- ③ 報告 契約に従い、又は、発注者から依頼があった場合に、受注者が発注者に対して通常業務あるいは緊急時業務に係る報告を行うことを指す。報告は、発注者の指示に従い、書面にて発注者の事務局に対して行うものとする。
緊急時業務を実施した場合、施設保管の物資の出入り数をその都度書面にて報告する。
- ④ 平常時業務 発注者が受注者に対して委託する業務のうち、継続的あるいは定期的に発生する業務を指し、緊急時業務に含まれない受注者の業務の一切を含むものとする。平常時業務には次の各業務が含まれる；物資の保管・管理（これに付随する棚等の蔵置機材類の使用、フォークリフト作業等を含む）、通信連絡、在庫管理、データ更新、定期検査（四半期に１回）、不用品の処分・報告、ラベリング作業、梱包作業、緊急対応及び連絡体制の整備・維持、警備、動産保険の付保、清掃（一般ゴミ廃棄も含む）。その他作業が発生する場合は、発注者へ報告のうえ、指示を受けること。
- ⑤ 緊急時業務 発注者が受注者に対して委託する業務のうち、発注者からの指示に基づき発生する非定期的な業務を指す。緊急時業務には次の各業務が含まれる；各種出入庫に係る棚出し（委託期間終了時の棚出しを含む）・荷積み・荷卸し・棚入れ、国際輸送及びその他発注者の指示による作業。
- ⑥ 緊急援助物資供与 被災地の救援や復旧活動を支援するため、被災地に緊急援助物資を供与すること。保管される緊急援助物資はテント、スリーピングパッド、プラスチックシート、毛布、ポリタンク、浄水器（2026年5月現在。ただし、変更の可能性あり）。
- ⑦ 入庫 物資が施設の中へ搬入されることを指す。発注者が物資を新規に購入した場合、その他発注者の指示による場合。
- ⑧ 入庫作業 入庫作業には、納品業者が輸送するコンテナ等（車上渡し、パレットは受注者にて用意）からの荷卸し（デバンニング作業含

む)、仮置き、棚入れ、発注者への報告、データ更新の各作業が含まれる。

- ⑨ 出庫 物資が施設の外へ搬出されることを指す; 緊急援助物資供与の場合、処分業者等に引渡す場合、その他発注者の指示に基づく場合。
- ⑩ 出庫作業 出庫作業には、棚出し、仮置き、荷積み、発注者への報告、データ更新の各作業が含まれる。
- ⑪ 国際輸送 物資を外国等へ輸送することを指す。
- ⑫ 分掛率 IATA 又は航空会社が設定している輸送単価（定額）に対する割
ぶかけりつ 引後の比率を指す。定額は「1」を示す。
- ⑬ 通常輸送 定期貨物機及び定期旅客機による輸送を指す。
- ⑭ チャーター輸送 航空会社から臨時に1便貸し切った航空機での輸送を指す。
- ⑮ 床面積 契約床面積＝水平投影面積であり、棚の総段面積ではない。
(＝ラックを多段にしても契約面積は床1段分で算定)

6. 成果物・業務提出物等

(1) 成果物

種類	頻度	対象	内容
経費報告書	月次/四半期毎	・ 平常時業務	経費内訳書・実績数量の証憑書類
業務完了届 (緊急/移送/ 契約完了)	・ 緊急時業務が生 じ、業務を完了し た時 ・ 移送する時 ・ 契約期間終了時 (部分完了含む)	・ 緊急時業務 ・ 次期契約倉庫への 輸送 ・ 契約した業務のす べて	・ 緊急時の放出物品の内 訳 ・ 移送物品の内訳 ・ 終了した業務にかかる 実績報告(なお、上記経費 確定報告書の内容を含め ることも可)

(2) 提出物

種類	頻度	対象	内容
業務開始報告書	契約開始時(業務 開始日を含め 10 営業日以内)	・ 在庫表(メジャーメン トリスト)(指定様 式) ・ 倉庫及び物資の画 像資料(レイアウト 図を含む) ・ なお、応札後、直ち に契約単価表及びド バイ倉庫分掛率表を 提出すること。	【報告書】 ・ 業務統括者記名 ・ 緊急時の体制を含め、業 務実施体制、施設概要及び 業務管理体制 【在庫表】(メジャーメン トリスト) 【画像資料】

在庫品調査報告	毎月初（5 営業日以内）	在庫表（メジャーメントリスト） （指定様式）	・保管品名、数量、入庫時期及びメジャーメント（各梱包の重量、サイズ） ・入庫品及び出庫品の品名、数量、入庫時期、メジャーメント（各梱包の重量、サイズ）
破損・紛失報告書	都度	在庫品（メジャーメントリスト）	・備蓄する物資等に支障が生じた場合は、受注者はその旨発注者に対し速やかに書面をもって報告
入庫品検査報告（立会検査報告）	都度 原則納品日（遅れる場合は理由を明記の上、納品日を含め 3 営業日以内）	搬入物資 （指定の様式を使用）	・品目、数量、梱包状態、各梱包の重量、サイズの目視確認及び品質検査 ・入庫の数量、荷姿の写真（正面、側面、全体）、欠陥物資の有無などを含む
国際輸送動向	毎月初（5 営業日以内）	主に担当する地域の国際輸送動向等（前月の動向を分析）	・緊急時の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、担当地域への輸送にかかる動向について確認し、報告する。 ・様式は指定なし
輸送情報	都度	被災国等への輸送関連情報	・輸送費（単価）、輸送経路、便数、便名、機体の種類・規模、搭載スペース確保の可能性、チャーター機使用、想定輸送日数、その他物資輸送の検討に必要な情報を発注者に対し提供する
緊急連絡網	契約開始時（業務開始日を含め 10 営業日以内）及び変更時	連絡体制・緊急連絡先	・24 時間 365 日、発注者との連絡がとれる体制を記載した緊急連絡網を提示する
個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する履行状況の報告	契約開始時（業務開始日を含め 10 営業日以内）	発注者の取り扱う情報全般	・サイバー攻撃等による情報漏洩リスクに対し、個人情報の取り扱いについて実施している安全管理措置及び情報セキュリティ対策の遵守状況を提示する。

※上記のうち、毎月提出するものは、月報としてまとめることを可とする。

7. 業務実施体制

（1）管理体制

本業務の全体総括は「業務総括者」が担い、また海外倉庫の運用全般は「海外倉庫管理

者」が担うことを想定している。ただし、これによらない場合は、検討されている管理体制について提案すること。なお、これら管理者として求める能力は以下のとおり。

1. 業務総括者

業務総括者としての管理・統率能力、国際輸送にかかる価格・時間・各種リスクを合理的に考え最適な手段を発注者に提案できる能力など

2. 海外倉庫管理者

海外倉庫管理者としての管理・統率能力、備蓄物資の在庫管理能力(最新入出庫状況の適切な把握、迅速な入出庫、報告能力を含む)など

(2) 工程管理体制

平常時及び緊急時ともに、正確かつ円滑に作業するとともに、問題が発生した際に課題を確認できるよう、事前に定められた工程で業務を管理する必要がある。本仕様書で記載された業務内容にかかる具体的管理方法、各作業工程(特に平常時における入出庫業務及び納品検査、緊急時における輸出工程)については、詳細に技術提案書に記載すること。実際のプロセスは、入札後に発注者と受注者が協議の上、確定し、確定版を業務開始報告に添付すること。

8. 経費支払方法(成果物との関係)

(1) 契約単価は入札価格の根拠となった単価を UAE ディルハムに換算して示すこと。

(2) 平常時業務は、定められた単価に基づき、実績数量を乗じた金額を毎月または四半期毎に請求することができる。受注者は、業務実施月の JICA 統制レートにて日本円に換算した金額で請求を行い、JICA は請求に基づき支払いを行う。JICA 統制レートがない場合は、業務実施月の前月最終営業日の三菱 UFJ 銀行 TTM レートを用いる。

(3) 緊急時業務は、貨物を輸送のために航空会社へ引渡した後、以下(4)に記載の必要な書類を添付の上、定められた単価に基づき、実績数量を乗じた金額にて請求を行い、JICA は請求に基づき支払を行う。

提出書類名	航空輸送
① 航空輸送 : Airway Bill	1 部
② Invoice	1 部
③ Packing List	1 部
④ 輸送保険証券・計算書	写 1 部

(4) 換算レート及び請求額の算出

平常時業務は、毎月または各四半期末日ごとに請求することができる。受注者は、各業務実施月の費用を JICA 統制レートにて日本円に換算した金額で請求するものとし、当該レートが存在しない場合は、業務実施月の前月最終営業日における三菱 UFJ 銀行の TTM レートを用いて日本円に換算する。なお各四半期ごとに請求する場合であっても、各月の費用はそれぞれ当該業務実施月に対応する換算レートを適用して算出するものとする。緊急時業務は、緊急時業務経費に Airway Bill 発行月の JICA 統制レートを乗じた金額にて請求を行う。なお当該レートが存在しない場合は、Airway Bill 発行月の前月最終営業日における三菱 UFJ 銀行 TTM レートを用いる。

（５）消費税課税

海外取引のため消費税の計上は不要です。

ただし、受注者がアラブ首長国連邦（UAE）の法令に基づき VAT（付加価値税）の課税事業者に該当し、本契約に係る業務に VAT が課される場合には、受注者は当該 VAT を請求することができる。契約単価表に記載する単価は VAT を含まないものとし、VAT が課税される場合は別途加算する。

なお、平常時業務及び緊急時業務に係る VAT の取扱いについては、請求時点において適用される UAE 法令に従うものとし、VAT 額は当該法令に基づき算定する。

（６）平常時年間業務経費

倉庫賃借料（動産保険料含）、管理費、年間入庫取扱作業料、年間出庫取扱作業料、納品検査料、梱包料、在庫品確認作業料、増減床単価からなる。倉庫賃借料には動産保険料、ラック、パレット等使用料を含める。平常時業務は以下のとおり積算する。

$$\begin{aligned} \text{平常時年間業務経費} &= (\text{倉庫賃借料} + \text{管理費}) \times 12 \text{ ヲ月} \\ &+ (\text{平常時の 1 立米あたりにおける年間出庫取扱作業料}) \times \text{年間想定立米} \\ &+ (\text{平常時の 1 立米あたりにおける年間入庫取扱作業料}) \times \text{年間想定立米} \\ &+ (\text{納品検査作業料}) \times \text{年間想定実施回数} \\ &+ (\text{梱包料}) \times \text{年間想定実施回数} \\ &+ (\text{在庫品確認作業料}) \times \text{年間実施回数} \\ &+ (\text{増減床単価}) \times 12 \text{ ヲ月} \end{aligned}$$

補足

- ① 年間入庫取扱作業料
緊急援助物資の出庫後、物資を補充する際の年間取扱作業料
- ② 年間出庫取扱作業料
契約終了時に物資を移転する場合を想定
- ③ 納品検査作業料
補充される物資の納品検査作業にかかる経費
なお、一回あたりの納品量（個数）については、その時の在庫状況や緊急支援での放出数ほか様々な要素を加味して補充数量を決定し、発注するため一定していない。
- ④ 管理費
平常時業務における管理費は、契約単価表において積算対象となる直接費（倉庫賃借料、出・入庫取扱作業料、納品検査作業料、梱包料、在庫品確認作業料）の合計額に対し、最大 10% を上限とする。
当該管理費には、受注者の一般管理費、事務所運営経費、間接人件費、通信費、経理処理・監査対応等、契約遂行のための間接的経費を含むものとする。

管理費は入札者が提案するものとし、上限の範囲内であれば各社の裁量により設定してよい。

- ⑤ なお、契約単価表に記載する各単価は VAT（付加価値税）を含まない金額とする。受注者がアラブ首長国連邦（UAE）の法令に基づき VAT の課税事業者に該当し、本契約に係る業務について VAT が課される場合は、当該 VAT 額を別途加算して請求できるものとする。VAT 額は請求時点において適用される UAE 法令に基づき算定する。

<参考情報>

物資	補充合計数量 (4 年：2022 年-2025 年)	最低発注数	最大発注数
テント	20,600	1,000	6,000
スリーピングパッド	5,400	500	1,900
毛布	45,180	7,000	20,180
ポリタンク	7,300	2,800	4,500
プラスチックシート	1,150	200	400
浄水器	370	20	150

(7) 在庫品確認作業料

発注者が指示して実施する在庫品作業にかかる経費。作業内容は、メジャーメントリストと全ての現物在庫の個数照合（たな卸し）作業。

(8) 緊急時業務の年間経費

緊急時業務は、以下のとおり積算する。

緊急時作業費＝

（（仕分け料＋梱包料＋緊急出庫作業料）× 想定数量（m3）＋陸送代金＋（輸送書類作成費＋通関手数料＋搭載立会料）× 年間緊急業務実施回数）＋管理費

① 緊急出庫作業料

緊急出庫作業料において、平日（8：30～17：00）、時間外（17：00～8：30）、休日ごとに（受注者の現地時間を基準とする）単価を記載する（別紙 2 契約単価表）。

なお、年間の緊急出庫作業料は以下のとおり積算する。

年間緊急出庫作業料＝（平日の緊急出庫作業料合計）＋（時間外の緊急出庫作業料 合計）＋（休日の緊急出庫作業料合計）

② 陸送運賃

（10 トントラック 1 台あたりの陸送運賃）×（緊急物資供与の出庫実績）× 2 台

③ 管理費

緊急時作業にかかる管理費を設定する。（仕分け料＋梱包料＋緊急出庫作業料）×想定数量（m3）＋陸送代金＋（輸送書類 作成費＋通関手数料＋搭載立会料）×年間緊急業務実施回数）＋管理費（％）

緊急時作業にかかる管理費率は、契約単価表において積算対象となる直接費（仕分け料、梱包料、緊急出庫作業料、陸送代金、輸送書類作成料、通関手数料、搭載立会料）の合計額に対し、最大 10% を上限とする。当該管理費には、受注者の一般管理費、事務所運営経費、間接人件費、通信費、経理処理・監査対応等、契約遂行のための間接的経費を含むものとする。

管理費率は入札者が提案するものとし、上限の範囲内であれば各社の裁量により設定してよい。

④ 緊急援助物資の航空運賃

分掛率（ぶかけりつ）は、輸送対象国・地域ごとに I A T A または航空会社が設定する輸送単価（定価）を「1」とした時の、適用後の単価比率を示している（例：1.00、0.80、0.75、1.10 などの数値）。輸送対象国ごとの分掛率を踏まえ、地域ごとの平均値を「地域の分掛率」を入力する（別紙 2 契約単価表のとおり）。

- ・ 陸路及び被災地での国内輸送等を行う場合には、受注者は JICA に対し見積を提示し、双方協議の上実施する。

- ・ 地域分けに記載されていない国へ輸送が生じた場合は、双方協議の上、分掛率を定める。

- ・ 契約時に比べて航空運賃が著しく上昇するなど契約条件が大きく変化していることを双方で公正に確認でき、当初契約条件では契約の履行が困難と認めた場合は、契約条件の見直しを検討する。

9. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下とする。

（１）平常時業務経費は、発注者は、受注者が提出する経費報告書に基づき検査を行い、当該実績数量を確認したうえで契約書に定められた単価に基づき積算した金額を毎月または各四半期末日ごとに請求することができる。業務実施月の JICA 統制レートにて日本円に換算した金額で請求を行い、JICA は請求に基づき支払いを行う。当該レートが存在しない場合は、業務実施月の前月最終営業日における三菱 UFJ 銀行の TTM レートを用いて日本円に換算する。なお各四半期ごとに請求する場合であっても、各月の費用はそれぞれ当該業務実施月に対応する換算レートを適用して算出するものとする。

（２）緊急時業務経費は、貨物を輸送のために航空会社へ引き渡した後、以下の必要な書類を添付の上、契約書で定められた単価に基づき、実績数量を乗じた額で請求を行い、JICA は請求に基づき支払いを行う。レートについては、Airway Bill 発行月の JICA 統制レートを乗じた金額にて請求を行う。なお当該レートが存在しない場合は、業務実施月の前月最終営業日における三菱 UFJ 銀行 の TTM レートを用いる。

例えば、緊急時作業費（平日）は積算時においてその頻度を 1.5 回/年として算出しているが、実際に平日の出庫・輸送が発生した場合は、「1.5」ではなく、「1.0」として実績値で算出し、精算する。

・輸送費は IATA 単価等（要証票）に入札時に設定した分掛率を乗じて精算することを原則とするが、輸送運賃の変動幅と頻度が高いことから、IATA 単価等を超えた単価（分掛率 1 を超える単価）となった場合には、当該経緯の説明及び適用する単価を証明する証票（IATA 単価等に加え、Airway Bill 等に記載される輸送費・単価など）に基づき精算できることとする。

・ IATA 単価等で規定されない容積、重量により変動する項目（費用）がある場合は、証票を添付のうえ、「航空運賃の一部費用」として実費精算する。

提出書類名

- ① 航空輸送：Airway Bill
- ② Invoice
- ③ Packing List
- ④ 輸送保険証券・計算書
- ⑤ 業務完了届

（３）受注者は業務完了にあたって経費報告書を作成し、発注者は同報告書ならびに証拠書類を検査し、検収を行う。受注者は同検収結果に基づき、請求書を発行する。

（４）換算レート及び請求額の算出について、平常時業務は、各業務実施月の費用を JICA 統制レートを用いて日本円に換算するものとする。なお、当該レートが存在しない場合は、業務実施月の前月最終営業日における三菱 UFJ 銀行の TTM レートを用いる。緊急時業務については、緊急時業務経費に Airway Bill 発行月の JICA 統制レートを乗じた金額にて請求を行う。なお、当該レートが存在しない場合は、Airway Bill 発行月の前月最終営業日における三菱 UFJ 銀行の TTM レートを用いる。

（５）契約単価は入札価格の根拠となった単価で示すこと。

（６）本業務の受注者が前の契約から変更となる場合、前の契約者の倉庫から備蓄物資等を本業務で扱う新倉庫に移送等を行う必要があることから、前の業務の受注者との調整を含む備蓄物資等の移送等にかかる準備作業を、新契約における業務開始日から数えて少なくとも 10 営業日前より開始し、新契約における業務開始日までに移送を終えること。業務開始月前月に備蓄物資等を移送したことで平常時業務の経費が発生する場合は、当該物資等の移送が完了した日を起点として日割り計算を行い、契約執行開始月にあわせて請求できるものとする。

10. その他留意事項

（１）精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。

11. 契約終了に伴う物資の移送

契約終了時に新契約倉庫への物資の移送が生じる場合には、本業務の受注者が新契約倉庫までの移送を行う。移送にあたっては、移送する物資を本業務で管理している物品の別紙 3「メジャーメントリスト」と照合できる形に整理し、引き渡すこと（特に先

入先出を原則として物資を管理していることから、当該管理手法が引き継がれるようにすること)。また、引き渡しに際しては、当該リストとともに出庫時の各物資の荷姿、バンニング状況にかかる写真を提供する。また、物資引渡しの確認を書面でとること。なお、かかる費用については、発注者の指示に従い本契約の出庫等の単価を用いて算出した作業費及び移送にかかる輸送費(トラック費用など)の見積書を提出し、移転完了後に業務完了届と実費としてかかった費用の証憑類を添付した請求書の提出を行う。発注者は受注者からの業務完了届と請求書の提出を受理したのち、必要経費を支払う。

別紙 1 : 倉庫備蓄物資情報

別紙 2 : 【様式】 契約単価表

別紙 3 : 【様式】 メジャーメントリスト

別紙 4 : 【様式】 ドバイ倉庫 分掛率表

別紙 5 : 物資供与実績

別添 1 : 【様式】 立会検査記録 (別添 2 : 施設概要 (案))

【別紙1】

ドバイ倉庫メジャーメントリスト[Dubai Warehouse]

No.	物資名	Item	現在数量	梱包あたり数量	梱包数量	Measurement (cm)			1梱包容積	合計容積	容積重量	1梱包重量	合計重量	当月時点での パレット数
			Present Quantity	Q'ty/Pack	No of Package	L	W	H	Unit(m3)	Total M3	Unit/kg 006(kg)	Unit Wt(kg)	Total Kg	
1	スリーピングパッド	Sleeping Pad	840	20	42	184	28	64	0.33	13.860	54.95	9.5	399.0	7
2	スリーピングパッド	Sleeping Pad	3,400	20	170	184	28	64	0.33	56.100	54.95	9.5	1,615.0	22
3	スリーピングパッド	Sleeping Pad	3,400	20	170	184	28	64	0.33	56.100	54.95	9.5	1,615.0	22
4	スリーピングパッド	Sleeping Pad	3,400	20	170	184	28	64	0.33	56.100	54.95	9.5	1,615.0	22
5	毛布	Blanket	5,220	30	174	81	50	52	0.22	38.280	35.10	34.0	5,916.0	44
6	毛布	Blanket	20	20	1	81	50	52	0.22	0.220	35.10	22.6	22.6	1
7	毛布	Blanket	9,000	30	300	81	50	52	0.22	66.000	35.10	34.0	10,200.0	75
8	毛布	Blanket	26	26	1	81	50	52	0.22	0.220	35.10	29.4	29.4	1
9	毛布	Blanket	9,000	30	300	81	50	52	0.22	66.000	35.10	34.0	10,200.0	75
10	ポリタンク	foldable tank - ghirba - 10 lts	500	50	10	67	45	54	0.17	1.700	27.14	11.0	110.0	2
11	ポリタンク	foldable tank - ghirba - 10 lts	4,500	50	90	67	45	54	0.17	15.300	27.14	11.0	990.0	12
12	浄水器	Katadyn-Expedition Filter	-	1	0	65	18	20	0.03	0.000	3.90	5.7	0.0	0
13	浄水器	Katadyn-Expedition Filter	35	1	35	65	18	20	0.03	1.050	3.90	5.7	200.2	2
14	浄水器	Katadyn-Expedition Filter	81	1	81	65	18	20	0.03	2.430	3.90	5.7	463.3	3
15	浄水器	Katadyn-Expedition Filter	150	1	150	65	18	20	0.03	4.500	3.90	5.7	858.0	6
16	プラスチックシート	HDPE Tarpaulin	110	1	110	83	74	15	0.10	11.000	15.36	40.5	4,455.0	11
17	プラスチックシート	HDPE Tarpaulin	200	1	200	83	74	15	0.10	20.000	15.36	40.5	8,100.0	20
18	プラスチックシート	HDPE Tarpaulin	200	1	200	83	74	15	0.10	20.000	15.36	40.5	8,100.0	20
19	ビッグサイズテント	Big Size Tent	-	1	0	70	28	28	0.06	0.000	9.15	17.0	0.0	0
20	ビッグサイズテント	Big Size Tent	400	1	400	70	28	28	0.06	24.000	9.15	17.0	6,800.0	19
21	ビッグサイズテント	Big Size Tent	1,000	1	1,000	70	28	28	0.06	60.000	9.15	17.0	17,000.0	46
TOTAL			41,482		3,604.00					512.86				410

【別紙2】

入力箇所

【ドバイ倉庫】

1. 備蓄倉庫における平常時業務の年間経費

＜単価：AED＞			想定数量	計 (AED)	備考
(1) 倉庫賃貸料	()	／1平米あたり × () 面積 (平米)	× 12ヵ月	= (0.00)	緊急援助物資を備蓄する倉庫の賃貸料。(保険料含む)
(2) 管理費	()		× 12ヵ月	= (0.00)	備蓄倉庫の管理費。(2) (8)を除く(1) - (7)の合計額に対し、最大10%を上限とする。
(3) 年間出庫取扱作業料	()	／1m3あたりの出庫作業取扱料	× 220m3	= (0.00)	平時の出庫作業料 (及び契約終了時の出庫作業料)
(4) 年間入庫取扱作業料	()	／1m3あたりの入庫作業取扱料	× 220m3	= (0.00)	委託期間開始時の棚入れ作業料、及び緊急援助物資の放出後に物資を補充する際の入庫取扱作業料。
(5) 納品検査作業料	()	／1回あたりの納品検査作業料	× 2回	= (0.00)	補充される物資の納品検査料。年2回を想定。
(6) 梱包料	()	／1m3あたりの作業取扱料	× 220m3	= (0.00)	補充される物資の梱包料。
(7) 在庫品確認作業料	()	1回あたりの在庫品作業料	× 2回	= (0.00)	在庫管理は常時実施。本作業は発注者が別途指示する在庫品のメジャーメントリストと現物の照合作業、年間2回想定
(8) 増減床単価	()	10平米あたりの倉庫面積単価	× 12ヵ月	= (0.00)	基本容積に増減が生じた場合の10平米単位の月額単価。
			(1)～(8)の合計	(0)	・・・(A)

2. 備蓄倉庫における緊急時業務の年間経費

10m2あたりの倉庫面積単価

＜単価・利率＞			想定数量	計 (AED)	備考
① 仕分け料	()	／1m3あたりの作業取扱料	× 94.29m3	= (0.00)	緊急出庫時の仕分け料。
② 梱包料	()	／1m3あたりの作業取扱料	× 94.29m3	= (0.00)	緊急出庫時の梱包料。
③ 緊急出庫作業料	()	／1m3あたりの作業取扱料	× 94.29m3	= (0.00)	緊急出庫時の作業料。
④ 陸送代金	()	10tトラック1台あたりの陸送運賃	× 1.5回×2台	= (0.00)	備蓄倉庫から直近の空港までの陸送費用。
⑤ 輸送書類作成料	()	1回あたりの輸送書類作成料	× 1.5回	= (0.00)	輸送に必要な書類作成費。
⑥ 通関手数料	()	1回あたりの通関手数料	× 1.5回	= (0.00)	緊急出庫時の通関手数料。
⑦ 搭載立会料	()	1回あたりの搭載立会料	× 1.5回	= (0.00)	緊急出庫時の搭載立会料。
⑧ 管理費	() %	全体の管理費に対する割合		= (0.00)	緊急時作業にかかる管理費。 ①から⑦までの●% (最大10%を上限)
			①～⑧の合計	(0)	・・・(B)

＜単価・利率＞			想定数量	計 (SGD\$)	備考
① 仕分け料	()	／1m3あたりの作業取扱料	× 62.86m3	= (0.00)	緊急出庫時の仕分け料。
② 梱包料	()	／1m3あたりの作業取扱料	× 62.86m3	= (0.00)	緊急出庫時の梱包料。
③ 緊急出庫作業料	()	／1m3あたりの作業取扱料	× 62.86m3	= (0.00)	緊急出庫時の作業料。
④ 陸送代金	()	10tトラック1台あたりの陸送運賃	× 1回×2台	= (0.00)	備蓄倉庫から直近の空港までの陸送費用。
⑤ 輸送書類作成料	()	1回あたりの輸送書類作成料	× 1回	= (0.00)	輸送に必要な書類作成費。
⑥ 通関手数料	()	1回あたりの通関手数料	× 1回	= (0.00)	緊急出庫時の通関手数料。
⑦ 搭載立会料	()	1回あたりの搭載立会料	× 1回	= (0.00)	緊急出庫時の搭載立会料。
⑧ 管理費	() %	全体の管理費に対する割合		= (0.00)	緊急時作業にかかる管理費。 ①から⑦までの●% (最大10%を上限)
			①～⑧の合計	(0)	・・・(C)

＜単価・利率＞			想定数量	計 (AED)	備考
① 仕分け料	()	／1m3あたりの作業取扱料	× 62.86m3	= (0.00)	緊急出庫時の仕分け料。
② 梱包料	()	／1m3あたりの作業取扱料	× 62.86m3	= (0.00)	緊急出庫時の梱包料。
③ 緊急出庫作業料	()	／1m3あたりの作業取扱料	× 62.86m3	= (0.00)	緊急出庫時の作業料。
④ 陸送代金	()	10tトラック1台あたりの陸送運賃	× 1回×2台	= (0.00)	備蓄倉庫から直近の空港までの陸送費用。
⑤ 輸送書類作成料	()	1回あたりの輸送書類作成料	× 1回	= (0.00)	輸送に必要な書類作成費。
⑥ 通関手数料	()	1回あたりの通関手数料	× 1回	= (0.00)	緊急出庫時の通関手数料。
⑦ 搭載立会料	()	1回あたりの搭載立会料	× 1回	= (0.00)	緊急出庫時の搭載立会料。
⑧ 管理費	() %	全体の管理費に対する割合		= (0.00)	緊急時作業にかかる管理費。 ①から⑦までの●% (最大10%を上限)
			①～⑧の合計	(0)	・・・(D)

(3) 緊急援助物資の年間輸送費					
	地域の分掛率	備蓄倉庫から出庫される物資の想定輸送費 (AED)		計 (AED)	緊急援助物資の想定輸送費。
① 中東・欧州		×	2,314	= (0.00)	地域詳細は別紙4参照
② アフリカ		×	62,271	= (0.00)	
				①～②の合計	(0) ・・・(E)

【年間額】

年間額【外貨】 (A) + (B) + (C) + (D) + (E) = 0

【年間経費(円)】

【円貨】 1AED=43.62円

【5年経費(円)】

【円貨】 0円

(2026年3月31日三菱 UFJ 銀行 TTM レート)

30/65

物資名	Item	基本数量	現在数量	No.	納入日	形状	単価(AED)	前月残高 Beginning Balance		放出数	補充数	当月総数	当月額	梱包あたり数量	梱包数量	Measurement (cm)			1梱包容積	容積重量	1梱包重量	容積重量と重量の重い方	放出時の適用重量(kg)	パレット枚数
		Schedule	Present Quantity					数量	計							L	W	H		Unit/kg 006(kg)	Unit Wt(kg)			
テント	Tent					PCS			AED 0.00				AED 0.00						0	0		0.0		
毛布	Blanket					BDL			AED 0.00				AED 0.00						0	0		0.0		
スリーピングパッド	Sleeping Pad					PCS			AED 0.00				AED 0.00						0	0		0.0		
プラスチックシート	Plastic Sheet(Tarpaulin)					PCS			AED 0.00				AED 0.00						0	0		0.0		
浄水器	Water Purifier					CTN			AED 0.00				AED 0.00						0	0		0.0		
ポリタンク	Portable Plastic Jerry Can					CTN			AED 0.00				AED 0.00						0	0		0.0		

※単価、サイズに変更が生じた場合は増列し入力すること。

アフリカ		分掛率	地域別分掛率平均
1	アルジェリア		#DIV/0!
2	アンゴラ		
3	ウガンダ		
4	エジプト		
5	エチオピア		
6	エリトリア		
7	カメルーン		
8	カーボヴェルデ		
9	ガボン		
10	ガンビア		
11	ガーナ		
12	ギニア		
13	ギニアビサウ		
14	ケニア		
15	コモロ		
16	コンゴ(旧ザイール)		
17	コンゴ共和国		
18	コートジボワール		
19	サントメ・プリンシペ		
20	ザンビア		
21	シエラレオネ		
22	ジブチ		
23	ジンバブエ		
24	スワジランド		
25	スーダン		
26	赤道ギニア		
27	セネガル		
28	セーシェル		
29	ソマリア		
30	タンザニア		
31	チャド		
32	中央アフリカ		
33	チュニジア		
34	トーゴ		
35	ナイジェリア		
36	ナミビア		
37	ニジェール		
38	ブルキナファソ		
39	ブルンジ		
40	ベナン		
41	ボツワナ		
42	マダガスカル		
43	マラウイ		
44	マリ		
45	南アフリカ		
46	南スーダン		
47	モザンビーク		
48	モロッコ		
49	モーリシャス		
50	モーリタニア		
51	リビア		
52	リベリア		
53	ルワンダ		
54	レソト		
中東		分掛率	地域別分掛率平均
1	アフガニスタン		#DIV/0!
2	アラブ首長国連邦		
3	イエメン		
4	イスラエル		
5	イラク		
6	イラン		
7	オマーン		
8	カタール		
9	クウェート		
10	サウジアラビア		
11	シリア		
12	トルコ		
13	バーレーン		
14	パレスチナ		
15	ヨルダン		
16	レバノン		
欧州		分掛率	地域別分掛率平均
1	アイスランド		#DIV/0!
2	アイルランド		
3	アゼルバイジャン		
4	アルバニア		
5	アルメニア		
6	アンドラ		
7	イギリス		
8	イタリア		
9	ウクライナ		
10	ウズベキスタン		
11	エストニア		
12	オランダ		
13	オーストリア		
14	カザフスタン		
15	キプロス		
16	キルギス		
17	ギリシャ		
18	クロアチア		
19	コソボ		
20	サンマリノ		
21	ジョージア		
22	スイス		
23	スウェーデン		
24	スペイン		
25	スロバキア		
26	スロベニア		
27	セルビア		
28	タジキスタン		
29	チェコ		
30	デンマーク		
31	トルクメニスタン		
32	ドイツ		
33	ノルウェー		
34	ハンガリー		
35	バチカン		
36	フィンランド		
37	フランス		
38	ブルガリア		
39	ペラルーシ		
40	ベルギー		
41	ボスニア・ヘルツェゴビナ		
42	ポルトガル		
43	ポーランド		
44	マケドニア		
45	マルタ		
46	モナコ		
47	モルドバ		
48	モンテネグロ		
49	ラトビア		
50	リトアニア		
51	リヒテンシュタイン		
52	ルクセンブルク		
53	ルーマニア		
54	ロシア		

注： 上記対象地域外の地域・国に備蓄物資を送付する場合は、当該時点のIATA料金を基準として各社が当該地域・国への送付に対して提示可能な分掛率を適用すること。

【別紙 5】

緊急援助物資供与の実績（2021～2025年）

ドバイ

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	平均
出庫回数	5	8	2	1	5	4
重量（kg）	28,816	96,522	23,486	6,258	28,222	36,661
物量（m3）	138.6	551.8	129.4	41.4	199.6	212.2
輸送費（円）	60,553,645	97,854,965	39,334,370	11,247,599	56,374,874	53,073千円

※輸送費は諸経費含む

On-Site Inspection Record

立会検査記録

Name of Contract_契約名 : _____

Date of Inspection_検査年月日 : DD, MM, YYYY

Place of Inspection_検査実施場所 : _____

Supplier (name of goods supplier)_納品業者名 : _____

Contractor (name of warehouse service provider)_倉庫業者名 : _____

No. 番号	Name of goods 品目	Model No./Brand 銘柄・規格	Total Q'ty 総数量	Q'ty/unit 数量	Case (Bale)	Remarks* 備考
						☐ NI ☐ DI
						☐ NI ☐ DI
						☐ NI ☐ DI
						☐ NI ☐ DI
						☐ NI ☐ DI
						☐ NI ☐ DI
						☐ NI ☐ DI

* Classification: Normal Inspection / Damage Inspection

If you find damage cargo (tear/rent/crack/wet/dent/others), pls check and describe detail of damages.

Name of On-site Inspector_立会検査員（受注者） : _____ (sign)

Name of Supplier (if attended)_納品者側責任者 : _____ (sign)

(Note / 記載上の注意)

- The record may be prepared in other formats. Delivery note or equipment list with check mark, date and place of inspection, and name of Inspector and supplier can be a substitute for inspection record. 納品書やリストを基に確認した項目に「レ」点を入れ、検査年月日、検査場所、受注者名を記載し、立会検査員と納品者側責任者が署名する方式でも構わない。
- On Remarks(or attached other sheet), please put the detail of troubles and failures of equipment, expiration date of chemicals, presence or absence of warranty certificates, whether or not stickers are affixed, etc.. For powered items, it is recommended to switch on as much as possible for operation check (random check is acceptable for large quantity). For broken items, it is recommended to take photos for your record.
備考欄もしくは別紙には必要に応じて、納品された物品の問題箇所詳細、製造番号、薬品等の使用期限、保証書の有無、日章旗・JICAステッカー貼付有無を記載してください。電源が入るものについてはできる限り電源を入れて動作確認を行い(数が多い場合は抽出)、破損等がある場合は写真に残す。
- If 1 sheet is not enough, please use 2 or more of this sheet with sequentially number in upper right corner.
1枚で足りない場合は、2枚以上使用し、右上にページの連番を付す。

No. 番号	Name of goods 品目	Model No./Brand 銘柄・規格	TotalQ'ty 総数量	Q'ty/unit 数量	Weight/unit 各梱包重量	Case (Bale)
Way Bill No						
ATA / Airport or Port						
ATA / Warehouse						

Description of the goods

(incl. photos of (i) whole packages, (ii) outside of package from 3 dimensions, (iii) inside of package, (iv) inspected goods and items)

施設概要

(施設概要については本資料内に含まれる 1～14 の項目が含まれていれば自由様式です。本書式は参考としてご利用ください。)

1	保管形式 (○で囲む)	1. 全備蓄物資一括保管 2. その他 () ※2. その他 () には分割保管する場合、施設毎に作成する施設概要の同欄括弧内に管理番号を明記すること		
2	施設所在地			
3	提供施設の 構造等	面積	本件の保管方式	常温・定温
			延べ床面積	m ²
			常温部	m ²
			定温部 ※湿度、温度管理された スペース	m ²
			その他 ()	m ²
		建物の構造	(記入例) 鉄骨造 (S 造)	
		築年数	年	
	採用階	階建ての 階		
4	床面の仕様	常温部	(記入例) コンクリートスラブにモルタル仕上げの上、防塵塗り	
		定温部		
5	天井の仕様	常温部	(記入例) システム天井	
		定温部		
6	壁面の仕様	常温部	(記入例) コンクリート面に OP 塗装	
		定温部		
7	空調換気設備	常温部	※温度調整の方法も付記 (各階毎の調整、部分的な調整可、など)	

		定温部	(記入例) 冷房2機および換気扇一機を設置し、気温が25度を超えるときは常時運転。
8	消火設備	(記入例) 天井にスプリンクラーを設置	
9	防犯体制	(記入例) 8:00~20:00までは警備員を常駐。夜間は施錠および防犯警報システムにて管理。	
10	施設内搬送システム	(記入例) 保管棚よりフォークリフトおよび人力によって施設入り口まで搬送(5m~20m程度の距離)。入り口に配車されたトラックへ積荷。地階まではトラックにて直接輸送可能。	
11	近隣施設	(記入例) ・ 空港(直線距離 2500 m/車両で10分) ・ 宿泊施設(直線距離 500 m) ※ 鉄道駅及びバス停の記入のみ必須(宿泊施設の記入は任意)とする。その他の近隣施設情報を参考としてその他の欄に数点提示されたい。	
12	防塵処理	・ 処理床面積() m ² ・ 備考:	
13	電源	電気容量:() VA、差込口:() 箇所 停電時のバックアップ体制:	
14	設備等	(記入例) 休憩室(空調設備完備)、洗面所	

第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書（案）」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いて頂いても結構です。技術提案書のページ数については、評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおりです。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

(1) 社としての経験・能力等

1) 類似業務の経験

a) 類似業務の経験（一覧リスト）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その1））

b) 類似業務の経験（個別）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その2））

2) 資格・認証等・・・・・・・・・・（任意様式）

(2) 業務の実施方針等・・・・・・・・・・（任意様式）

1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法

2) 施設概要・・・・・・・・・・（任意様式）

3) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制等）

4) 業務実施スケジュール

(3) 業務従事者の経験・能力等

1) 業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・（任意様式）

2) 業務従事者の経験・能力等・・・・・・・・・・（参考：様式2（その1、2））

3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・・・（参考：様式2（その3））

2. 技術提案書作成にあたっての留意事項

(1) 技術提案書は別紙の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いいたします。（評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点は0点となりますのでご注意ください。）

(2) WLB等推進企業（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業）への評価については、別紙「評価表」のとおり、評価項目の内、「1. 社としての経験・能力等（2）資格・認証等」で評価しますが、評価表の「評価基準（視点）」及び「技術提案書作成にあたっての留意事項」に記載の条件を1つでも満たしている場合には、技術評価点満点100点の場合は一律1点、満点200点の場合は一律2点を配点します。

3. その他

技術提案書は可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、提出ください。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

評 価 表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点	技術提案書作成にあたっての留意事項
1. 社としての経験・能力等		30	業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の社としての類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。
(1) 類似業務の経験	・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、「業務仕様書」のうち、国際輸送に関する業務とする。 ・過去5年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。	25	当該業務に最も類似すると思われる実績（3件以内）を選び、その業務内容（事業内容、サービスの種類、業務規模等）や類似点を記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのか簡潔に記述してください。
(2) 資格・認証等①	【以下の資格・認証を有している場合評価する。】 ・国際輸送業に関わる資格（国際航空貨物取扱士（IATAディプロマ）、通関士等）を持つ職員の数 ・マネジメントに関する資格（ISO9001等） ・情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等） ・その他、本業務に関与すると思われる資格・認証	4	資格・認証を有する場合はその証明書の写しを提出願います。 「※行動計画策定・周知」 ・従業員が101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている一方で、従業員が100人以下の企業には努力義務とされています。 ・行動計画策定後は、都道府県労働局に届出する必要があります。 ・行動計画策定企業については、行動計画を公表および従業員へ周知した日付をもって行動計画の策定とみなすため、以下に類する書類をご提出ください。（社団法人が通じていない行動計画を策定している場合のみに限ります。） ・厚生労働省のウェブサイトや自社ホームページで公表した日付が分かる画面を印刷した書類 ・社内イントラネット等で従業員へ周知した日が分かる画面を印刷した書類
(2) 資格・認証等②	JICA 第 202303200014 号 【以下の認証を有している、もしくは行動計画の条件を1つでも満たしている場合には、技術評価点満点100点の場合、一律1点、満点200点の場合、一律2点とする。】 ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定、プラチナえるぼし認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定、トライくるみん、プラチナくるみん認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」 ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」	1	
2. 業務の実施方針等		45	業務の実施方針等に関する記述は8ページ以内としてください。
(1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法	・業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ・提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。 ・その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。	5	・業務仕様書案に対する、本業務実施における基本方針及び業務実施方法を記述してください。 ・特に本業務を遂行するにあたり、受注者として優先的に取り組む事項を3つ挙げ、それぞれを挙げた理由と提案企業の取り組み方針を説明願います。
(2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）	・提案されている倉庫（施設・設備）に加えて、運用する側の体制を含む）は、本業務を実施するに相当と判断できる機能・設備・能力を有しているか。 ・提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画が具体的に現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか、具体性のないあいまいな提案となっていないか。 ・要員計画が適切か（外部の人材に過度に依存していないか。主要な業務の外注が想定されていないか）。	25	業務仕様書案に記載の業務全体を、どのような実施（管理）体制（直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む）、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するか記述してください。 ・提案された倉庫の設備・機能が本業務を行う上で適当と判断できる情報を、様式を参考に提示ください。 ・業務仕様書案に記載の業務全体を、どのような実施（管理）体制（直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む）、要員計画（業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等）等で実施するか記述してください。 ・緊急時の対応として、発注者からの指示の受領方法から、どのような手順で、どのような要員が、どのようにアプローチして被災国まで備蓄物資の国際輸送を実現するのかまで具体的にわかりやすく説明ください。また、業務実施上の課題の明確化及びその課題の解決策についても提示ください。
(3) 業務実施スケジュール	・具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。	15	業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成ください。
3. 業務総括者及び評価対象となる業務従事者の経験・能力		25	業務総括者及び海外倉庫管理者の経験・能力等（類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等）について記述ください。
(1) 業務総括者		14	
1) 類似業務の経験	・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、国際輸送に関する各種支援業務とする。 ・過去5年までの類似案件を対象とし、より最近のもの（特に2年以内）に対し高い評価を与える。	8	当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から（現職含む）、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系列順に記述してください。
2) 業務総括者としての経験	・最近5年の総括経験にプライオリティをおき評価する。	3	緊急援助業務を実施する場合は、受注者内でも同様に業務にあたる必要があり、チーム内での役割分担、業務遂行時の留意事項の整理が必要。現時点での緊急時の業務遂行方針を総括経験を踏まえて説明ください。 共同企業体を構成する場合は、構成企業との連携を実現できる管理・調整能力を持っているかを評価できる材料を提供すること。
3) その他学位、資格等	・発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。国際輸送業に関わる資格（国際航空貨物取扱士（IATAディプロマ）、通関士等）など。 ・その他、業務に関連する項目があれば評価する。	3	当該業務に関連する資格等を有する場合はその写しを提出してください。
(2) 海外倉庫管理者		11	
1) 類似業務の経験	・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、国際輸送に関する業務とする。 ・過去5年までの類似案件を対象とし、より最近のもの（特に2年以内）に対し高い評価を与える。	8	当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から（現職含む）、業務従事者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系列順に記述してください。
2) その他学位、資格等	・発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。国際輸送業に関わる資格（国際航空貨物取扱士（IATAディプロマ）、通関士等）など。 ・その他、業務に関連する項目があれば評価する。	3	当該業務に関連する資格等を有する場合はその写しを提出してください。

合計 100

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

（1）経費の費目構成

入札金額は、想定数量に基づいた備蓄倉庫における平常時年間業務経費と、緊急時業務の年間経費の契約期間分の総和とする。入札は別紙2「契約単価表」に、項目ごとの単価を設定し、入出庫回数、入出庫取扱作業量、輸送費等の想定数値を乗じた契約期間分の経費を算出する。なお、応札者は応札後、直ちに別紙2及び別紙4をJICAに提出すること。

$\begin{aligned} \text{入札金額} &= \text{【(A)+(B)】} \times \text{契約期間（年/月）} \\ &\quad \text{(A) 想定数量に基づいた備蓄倉庫における平常時年間業務経費} \\ &\quad \text{+ (B) 想定数量に基づいた緊急援助物資放出時の緊急時年間業務経費} \end{aligned}$

（2）入札単価

各単価は各国ごとに設定するものとする。価格競争は、総額をJICAが指定する以下レートに従い換算した総額（日本円）をもって行う。

- ・ドバイ倉庫：1AED=43.49円（2026年5月末日三菱UFJ銀行TTMレート）

（3）消費税課税

海外取引のため消費税の計上は不要です。

ただし、受注者がアラブ首長国連邦（UAE）の法令に基づきVAT（付加価値税）の課税事業者該当し、本契約に係る業務にVATが課される場合には、受注者は当該VATを請求することができる。契約単価表に記載する単価はVATを含まないものとし、VATが課税される場合は別途加算する。

なお、平常時業務及び緊急時業務に係るVATの取扱いについては、請求時点において適用されるUAE法令に従うものとし、VAT額は当該法令に基づき算定する。

2. 輸送対象地域（詳細は別紙4）

- ・ドバイ倉庫：中東・欧州・アフリカを基本とする。

3. 平常時年間業務経費（A）

倉庫賃借料（動産保険料含）、管理費、年間入庫取扱作業料、年間出庫取扱作業料、納品検査料、梱包料、在庫品確認作業料、増減床単価からなる。倉庫賃借料には動産保険料、ラック、パレット等使用料を含める。平常時業務は以下のとおり積算する。

平常時年間業務経費＝（倉庫賃借料+管理費）×12 ヲ月
 ＋（平常時の1立米あたりにおける年間出庫取扱作業料）×年間想定立米
 ＋（平常時の1立米あたりにおける年間入庫取扱作業料）×年間想定立米
 ＋（納品検査作業料）×年間想定実施回数
 ＋（梱包料）×年間想定実施回数
 ＋（在庫品確認作業料）×年間実施回数
 ＋（増減床単価）×12 ヲ月

補足

- ① 年間入庫取扱作業料
緊急援助物資の出庫後、物資を補充する際の年間取扱作業料
- ② 年間出庫取扱作業料
契約終了時に物資を移転する場合を想定
- ③ 納品検査作業料
補充される物資の納品検査作業にかかる経費
なお、一回あたりの納品量（個数）については、その時の在庫状況や緊急支援での放出数ほか様々な要素を加味して補充数量を決定し、発注するため一定していない。ただし、過去 4 年間の各物資の補充数及び補充時の最小/最大数量は以下のとおりであり、これを年 2 回の補充機会で埋めると想定して、1 回当たりの検査単価を算出する。
- ④ 管理費
平常時業務における管理費は、契約単価表において積算対象となる直接費（倉庫賃借料、出・入庫取扱作業料、納品検査作業料、梱包料、在庫品確認作業料）の合計額に対し、最大 10% を上限とする。
当該管理費には、受注者の一般管理費、事務所運営経費、間接人件費、通信費、経理処理・監査対応等、契約遂行のための間接的経費を含むものとする。管理費は入札者が提案するものとし、上限の範囲内であれば各社の裁量により設定してよい。
- ⑤ なお、契約単価表に記載する各単価は VAT（付加価値税）を含まない金額とする。受注者がアラブ首長国連邦（UAE）の法令に基づき VAT の課税事業者該当し、本契約に係る業務について VAT が課される場合は、当該 VAT 額を別途加算して請求できるものとする。VAT 額は請求時点において適用される UAE 法令に基づき算定する。

<参考情報>

物資	補充合計数量 (4 年：2022 年-2025 年)	最低発注数	最大発注数
テント	20,600	1,000	6,000
スリーピングパッド	5,400	500	1,900

毛布	45,180	7,000	20,180
ポリタンク	7,300	2,800	4,500
プラスチックシート	1,150	200	400
浄水器	370	20	150

(5) 在庫品確認作業料

発注者が指示して実施する在庫品作業にかかる経費。作業内容は、メジャーメントリストと全ての現物在庫の個数照合（たな卸し）作業。

4. 緊急時業務の年間経費（B）

（1）緊急時業務は以下のとおり積算する。

緊急時作業費＝

（（仕分け料＋梱包料＋緊急出庫作業料）×想定数量（m3）＋陸送代金＋（輸送書類作成費＋通関手数料＋搭載立会料）×年間緊急業務実施回数）＋管理費

① 緊急出庫作業料

緊急出庫作業料において、平日（8：30～17：00）、時間外（17：00～8：30）、休日ごとに（受注者の現地時間を基準とする）単価を記載する（別紙2 契約単価表）。

なお、年間の緊急出庫作業料は以下のとおり積算する。

年間緊急出庫作業料＝（平日の緊急出庫作業料合計）＋（時間外の緊急出庫作業料 合計）＋（休日の緊急出庫作業料合計）

② 陸送運賃

（10 トントラック 1 台あたりの陸送運賃）×（緊急物資供与の出庫実績）×2 台

③ 管理費

緊急時作業にかかる管理費を設定する。（仕分け料＋梱包料＋緊急出庫作業料）×想定数量（m3）＋陸送代金＋（輸送書類 作成費＋通関手数料＋搭載立会料）×年間緊急業務実施回数）＋管理費（％）

緊急時作業にかかる管理費率は、契約単価表において積算対象となる直接費（仕分け料、梱包料、緊急出庫作業料、陸送代金、輸送書類作成料、通関手数料、搭載立会料）の合計額に対し、最大 10％ を上限とする。当該管理費には、受注者の一般管理費、事務所運営経費、間接人件費、通信費、経理処理・監査対応等、契約遂行のための間接的経費を含むものとする。

管理費率は入札者が提案するものとし、上限の範囲内であれば各社の裁量により設定してよい。

④ 緊急援助物資の航空運賃

分掛率（ぶかけりつ）は、輸送対象国・地域ごとに I A T A または航空会社が設定する輸送単価（定価）を「1」とした時の、適用後の単価比率を示している（例：1.00、0.80、

0.75、1.10 などの数値)。輸送対象国ごとの分掛率を踏まえ、地域ごとの平均値を「地域の分掛率」を入力する（別紙2 契約単価表のとおり）。

- ・ 年間輸送費（想定）は、各地域の平均年間輸送費（2021 年～2025 年）に地域の平均分掛率をかけた総和とする（輸送費にはサーチャージを含まない。）。
- ・ 陸路及び被災地での国内輸送等を行う場合には、受注者は JICA に対し見積を提示し、双方協議の上実施する。
- ・ 地域分けに記載されていない国へ輸送が生じた場合は、双方協議の上、分掛率を定める。
- ・ 契約時に比べて航空運賃が著しく上昇するなど契約条件が大きく変化していることを双方で公正に確認でき、当初契約条件では契約の履行が困難と認めた場合は、契約条件の見直しを検討する。

5. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

（1）平常時業務経費は、発注者は、受注者が提出する経費報告書に基づき検査を行い、当該実績数量を確認したうえで契約書に定められた単価に基づき積算した金額を毎月または各四半期末日ごとに請求することができる。業務実施月の JICA 統制レートにて日本円に換算した金額で請求を行い、より、JICA は請求に基づき支払いを行う。JICA 統制レートがない場合は、換算レートは業務実施月の前月最終営業日の三菱 UFJ 銀行 TTM レートを使用し、日本円に換算して提出のこと。各四半期ごとに請求を行う場合、各月の経費は業務実施月の JICA 統制レートを用いて計算すること。

（2）上記4. 緊急時業務経費は、貨物を輸送のために航空会社へ引き渡した後、以下の必要な書類を添付の上、契約書で定められた単価に基づき、実績数量を乗じた額で請求を行い、JICA は請求に基づき支払いを行う。レートについては、Airway Bill 発行月の JICA 統制レートを乗じた金額にて請求を行う。JICA 統制レートがない場合は、業務実施月の前月最終営業日の三菱 UFJ 銀行 TTM レートを用いる。

例えば、緊急時作業費（平日）は積算時においてその頻度を 1.5 回/年として算出しているが、実際に平日の出庫・輸送が発生した場合は、「1.5」ではなく、「1.0」として実績値で算出し、精算する。

・ 輸送費は IATA 単価等（要証票）に入札時に設定した分掛率を乗じて精算することを原則とするが、輸送運賃の変動幅と頻度が高いことから、IATA 単価等を超えた単価（分掛率 1 を超える単価）となった場合には、当該経緯の説明及び適用する単価を証明する証票（IATA 単価等に加え、Airway Bill 等に記載される輸送費・単価など）に基づき精算できることとする。

・ IATA 単価等で規定されない容積、重量により変動する項目（費用）がある場合は、証票を添付のうえ、「航空運賃の一部費用」として実費精算する。

提出書類名

- ① 航空輸送 : Airway Bill
- ② Invoice
- ③ Packing List
- ④ 輸送保険証券・計算書
- ⑤ 業務完了届

(3) 受注者は業務完了にあたって経費報告書を作成し、発注者は同報告書ならびに証拠書類を検査し、検収を行う。受注者は同検収結果に基づき、請求書を発行する。

(4) 換算レート及び請求額の算出について、平常時業務は、換算レートは業務実施月の JICA 統制レートを使用し、日本円に換算して提出のこと。JICA 統制レートが無い場合は業務実施月の前月最終営業日の三菱 UFJ 銀行 TTM レートを使用し、日本円に換算して提出のこと。緊急時業務は、Airway Bill 発行月の JICA 統制レートに乗じた金額にて請求を行う。JICA 統制レートが無い場合は、前月最終営業日の三菱 UFJ 銀行 TTM レートを使用し、日本円に換算して提出のこと。

(5) 契約単価は入札価格の根拠となった単価で示すこと。

(6) 本業務の受注者が前の契約から変更となる場合、前の契約者の倉庫から備蓄物資等を本業務で扱う新倉庫に移送等を行う必要があることから、前の業務の受注者との調整を含む備蓄物資等の移送等にかかる準備作業を、新契約における業務開始日から数えて少なくとも 10 営業日前より開始し、新契約における業務開始日までに移送を終えること。業務開始月前月に備蓄物資等を移送したことで平常時業務の経費が発生する場合は、当該物資等の移送が完了した日を起点として日割り計算を行い、契約執行開始月にあわせて請求できるものとする。

6. その他留意事項

(1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。

(2) 備蓄倉庫からの供与実績（2021 年度～2025 年度）
別紙 5 を参照。

以上

附属書Ⅱ

単価表

別紙 2 を参照

第5 契約書（案）

業務委託契約書（単価契約）

1. 業務名称 2026-2031年度国際緊急援助物資備蓄及び緊急輸送にかかる業務委託契約（ドバイ倉庫）
2. 契約単価 附属書Ⅱ「契約単価表」のとおり
3. 履行期間 2026年10月●●日から
2031年9月30日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名〔組織名〕を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に規定する業務（以下「本業務」という。）について、発注者が個別に発注した際にはこれを受託のうえ、業務仕様書の定めに従って善良な管理者の注意義務をもって誠実に実施し、発注者は受注者に対し契約金額（本条第9項で定義する。）の範囲内でその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
- 3 附属書Ⅱ「契約単価表」（以下「契約単価表」という。）に記載の金額には本業務の実施に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくもの。以下「消費税等」という。）を含むものとする。
- 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
- 5 本契約の履行及び本業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第7条に規定する監督職員を経由して提出するものとする。
- 6 前項の書類は、第7条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 7 発注者は、業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
- 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づ

く賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

9 本契約は、本契約に基づく個々の業務委託契約（以下「個別契約」という。また、個別契約ごとに定められる対価を「契約金額」という。）に適用される。ただし、個別契約で特に定めた事項があるときはこれが優先するものとする。

10 本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、予め発注者が指定した場合には紙媒体によるものとし、指定がない場合には電磁的方法によるものとする。

（業務計画書）

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託又は下請負の禁止）

第4条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は受注者が再委託若しくは下請負の内容、受託者若しくは下請負人の名称その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

（1）受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。

（2）発注者は、受注者に対して、書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託又は下請負の中止を請求することができる。

（3）第20条第1項第8号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

（契約単価）

第5条 契約単価は、契約単価表に記載のとおりとする。

（発注）

第6条 発注者は、本契約に基づき業務を発注するときは、受注者に対し、発注にかかる業務、履行期間その他別途合意する事項を指定して行うものとする。

- 2 前項の発注は、業務仕様書に定める方法で行うものとする。
- 3 個別契約は、発注者による第1項の発注に対し、受注者による承諾の通知が発注者に到達したときに成立するものとする。ただし、受注者が発注を受けた日から3営業日以内に諾否の通知が発注者に到達しなかったときは、当該期間の経過をもって承諾したものとみなす。

(監督職員)

第7条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構国際緊急援助隊事務局次長の職にある者を監督職員と定める。

- 2 前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。
 - (1) 第1条第5項に定める書類の受理
 - (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議
 - (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
- 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
 - (1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
 - (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
 - (3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - (4) 立会 監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録するものとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

第8条 受注者は、本業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。

- 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、本業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
- 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約単価の変更、契約金額の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(本業務の内容の変更)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の内容の変更を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 第1項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約単価を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約単価並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第10条 本業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第12条 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第16条に規定する経費確定（精算）報告書の提出に代えて、契約単価表で定める単価に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

2 業務仕様書において可分な業務として規定されるものがある場合において、当該可分な業務が完了したときは、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

3 発注者は、前二項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第 13 条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果品等の取扱い)

第 14 条 受注者は、業務仕様書に成果品（以下「成果品」という。）が規定されている場合は、成果品を、業務仕様書に成果品が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、同条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。

2 前項の場合において、第 12 条第 3 項に定める検査の結果、成果品及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同条第 3 項の規定を準用する。

3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下、「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。

4 受注者が提出した成果品、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果品等」という。）の所有権は、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。

5 受注者が提出した成果品等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。

6 前項の規定は、第 13 条、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合についても、これを準用する。

(成果品等の契約不適合)

第 15 条 発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は

一部を解除することができる。

- 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び第2項の検査の合格又は前条第3項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

(経費の確定)

第16条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

- 2 受注者は、第12条第2項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

- 3 受注者は、契約単価表のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。

- 4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。)として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。

- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 本業務の対価(報酬)

イ 平常時

発注者は、受注者が提出する業務完了/部分完了報告書に基づき検査を行い、当該実績数量を確認したうえで、附属書Ⅱ「契約単価表」に定められた単価に基づき、算定した額を確定する。

ロ 緊急時

発注者は、附属書Ⅱ「契約単価表」で定められた単価に基づき、業務仕様書に規定の受注者が提出する証拠書類をにより、実績数量を確認して確定する。

(2) 直接経費

業務仕様書において実費精算又は協議により定めることとされた経費については、受注者の提出する証憑書類等に基づき確定する。

(支払)

第17条 受注者は、第12条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に毎月または四半期毎に確定金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された請求書が発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の

日数に算入しないものとする。

（履行遅滞の場合における損害の賠償）

第 18 条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。

2 前項の損害賠償の額は、遅滞に係る個別契約の契約金額から既に引渡しを受けた成果品等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金員の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金員につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（天災その他の不可抗力の扱い）

第 19 条 天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由（以下「不可抗力」という。）により、発注者及び受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

（発注者の解除権）

第 20 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

（1）受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

（2）受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（3）受注者が第 22 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。

（4）第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。

（5）受注者に不正な行為があったとき又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。

（6）受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

（7）受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

(8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 4 号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含む。）にかかる契約金額の合計額をいう。以下同じ。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第 21 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰

することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば収受しえたであろう利益の額を合算した金額とする。この場合における収受しえたであろう利益は、契約金額の内訳に「一般管理費」の額が定められているときは同金額を上限とする。

（受注者の解除権）

第 22 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第 23 条 本契約が解除された場合においては、受注者は、解除時点における本業務の実施済部分の内容を発注者に報告するとともに、成果品等（仕掛中のものを含む。）があり発注者がその引渡しを求めたときは発注者による検査を受け、合格したものを発注者に引き渡さなければならない。

2 発注者は、前項の報告内容を勘案し、解除時点における受注者の本業務の実施済部分につき履行割合を算定し、契約金額に前記履行割合を乗じた額（ただし、既払金を控除する。）を受注者に支払うものとする。

（調査・措置）

第 24 条 受注者が、第 20 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第 20 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）

第 25 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

（1）次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

- イ 本業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）
- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
 - (6) 第 16 条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の 10 分の 2 を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 20 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用される。
 - 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して本条第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、本項第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知らずながら発注者への通報を怠った者については、この限りでない。

- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
- (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負う。
- 7 前各項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

（賠償金等）

- 第26条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

（秘密の保持）

- 第27条 受注者（第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措

置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本業務の実施の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第 28 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条第 1 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- （1）当該取扱いに係る個人情報に関する秘密を保持し、利用目的以外に利用しないこと。
- （2）本契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。
 - イ 当該取扱いに係る個人情報の複製等の制限に関する事項
 - ロ 当該取扱いに係る個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - ハ 契約終了時における当該取扱いに係る個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - ニ 本業務における責任者及び業務従事者等の管理体制及び実施体制に関する事項
 - ホ 前号及び次号の遵守状況についての定期的報告に関する事項
 - ヘ イからホまでに定めるもののほか、当該取扱いに係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために発注者が必要と判断した措置に関する事項
- （3）前号の書面に記載された事項を遵守すること。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者における個人情報の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、検査により確認する。この検査は、原則として、実地検査の方法で行う。
- 3 業務内容の一部を再委託する場合においては、受注者は、再委託先に対し、第 1 項各号の義務を履行させる。この場合において、発注者は、再委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等に応じて、受注者を通じて、又は発注者自らが前項の検査を実施する。
- 4 前項の規定は、再委託先が委託先の子会社である場合又は再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。
- 5 受注者は、保有個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点か

ら、利用目的、業務の内容、保有個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

6 第1項第1号及び第2項ないし第4項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第29条 受注者は、本契約において発注者が提供する情報（以下「情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1) 当該情報提供の目的以外に情報を利用しない等、提供された情報を適正に取り扱うこと。

(2) 本契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本件業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。当該書面に記載した事項に変更があった場合には、速やかに発注者に書面で報告し、発注者の確認を得ること。

イ 情報の適正な取扱いを目的とした情報セキュリティ対策の実施内容

ロ 情報セキュリティ対策を実施・管理するための管理体制

ハ 本業務に係る業務従事者及び作業場所

ニ 情報セキュリティインシデントが発生した場合の具体的な対処方法

ホ 情報セキュリティ対策に係る履行状況の発注者への報告方法及び頻度

ヘ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法

ト イからへまでに定めるもののほか、情報の適切な取扱いのために必要と発注者が判断した事項

(3) 情報の受領方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について発注者と合意すること。

(4) 第2号の書面及び前号の取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。

2 発注者は、受注者が取り扱う情報の格付等を勘案のうえ、必要があると認めるときは、受注者の事務所等における情報セキュリティ監査を実施する。この場合において、受注者による情報の取扱いが前項第4号に違反する場合には、発注者は、受注者に対し、改善を指示することができる。

3 業務内容の一部を再委託する場合は、受注者は、再委託先に対し、第1項各号定める義務を履行させ、かつ第2項に定める情報セキュリティ監査の措置を実施する。この場合において、受注者は、発注者に対し、第4条に定められている事項に加え、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を提供し、発注者の確認を得る。

(安全対策)

第30条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第31条 受注者は、自己の責任と判断において本業務を実施し、業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担

において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(安全対策措置等)

第 32 条 (対象外)

(業務引継に関する留意事項)

第 33 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、受注者は発注者の求めに従い、本業務を発注者が継続して実施できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第 34 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

(2) 受注者の直近 3 ヶ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第 35 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 36 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

(合意管轄)

第 37 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず(調停事件を含む)、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

【電子契約の場合】

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

2026年●●月●●日

発注者

受注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 ○○ ○○

[附属書 I]

業 務 仕 様 書

1. 業務の背景
2. 業務実施上の留意点・条件
3. 業務の内容
4. 成果品・業務実施報告書・業務提出物

契約の管理について

1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第 7 条に定義する監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、同第 8 条に定義する業務責任者（以下、「業務責任者」という。）と監督職員とがそれぞれ保管する。
- (2) 以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構国際協力調達部契約推進第三課長の職にある者（以下、「契約推進第三課長」という。）が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1. (2)で定める契約推進第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約推進第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。

ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第 25 条第 1 項の各号の要件ⁱを満たす場合に限って実施できるものとする。

- (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿（以下、これを「二者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - ・ 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
 - ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ 契約金額内訳書の変更（定額計上の対象とした直接経費内での費目間流用）
 - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
 - ・ 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定
 - ・ 主要な業務従事者（技術評価の対象となった者）の変更
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長の三者による打合簿（以下、これを「三者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。

- ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ 契約金額内訳書の変更（定額計上の対象外とした直接経費内での費目間流用、報酬から定額計上の対象外とした直接経費または定額計上の対象外とした直接経費から報酬への費目間流用、費目の追加・変更）
- ・ 支払計画の変更
- ・ 再委託先の決定・変更

(3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。履行期間を延長する場合は、必ず現行契約の履行期間内に変更契約書を締結すること。

- ・ 業務内容の変更
- ・ 契約金額の変更
- ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ 契約金額内訳書の変更（上記 2. (1)および(2)で定めるものを除く全ての費目間流用）
- ・ 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容にかかる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

ⁱ 以下、契約事務取扱細則（抜粋）のとおり。

(契約の変更)

第 25 条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更（以下「契約変更」という。）することができる。

- (1) 契約の同一性が確保されること。
- (2) 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。

2 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

[附属書Ⅱ]

契 約 単 価 表